

# 社会福祉法人浄山会 役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浄山会定款第8条および第22条の規定に基づき、評議員、理事、監事の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

## (報酬の総額)

第2条 報酬の各年度の総額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員 定款第8条に定める額を超えない範囲
- (2) 理事・監事 200,000円を超えない範囲

## (役員等の範囲)

第3条 本規程における役員等とは、次の者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理 事
- (3) 監 事

## (役員等に対する報酬)

第4条 役員等に対し、評議員会、理事会、監事監査への出席1回につき、報酬として5,000円を支給する。ただし、施設の職員を兼務する役員等へは支給しない。

## (役員等に対する費用弁償)

第5条 役員等が、評議員会、理事会、監事監査ならびにその他会議等へ出席するために旅行したときは、その旅費を弁償する。

- 2 旅費は、役員等の居住地から出席する会議場まで、最も経済的かつ合理的な公共交通機関の経路及び方法により計算する。
- 3 施設の職員を兼務する役員等へは、原則として旅費は弁償しない。ただし、当該役員等が所属する施設以外が会議場となる場合については、当該施設から会議場まで、最も経済的かつ合理的な公共交通機関の経路及び方法により計算した額を弁償する。

## (役員等に対する宿泊料)

第6条 役員等が、評議員会、理事会、監事監査ならびにその他会議等へ出席するために宿泊したときは、宿泊料実費額を支給する。ただし、宿泊料は、宿泊料を証明する領収証等の提出があるものに対し、法人が必要と認めた場合に限り1泊につき15,000円を上限として支給する。

## (報酬等の支払方法等)

第7条 役員等に対する報酬、費用弁償、宿泊料は、その都度現金で支払う。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

## (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

この細則は、平成29年 6月22日から施行する。